



ミュージアムのための著作権セミナー
ミュージアムと著作権

南 亮一（国立国会図書館関西館）

目次

- 著作権とは
- 美術館・博物館及び図書館に関わる条項
- ミュージアムと図書館に関係した法改正の動向など

ミュージアムと著作権 著作権って？



図書館サービスには切っても切れないもの

- 閲覧
- 資料の貸出し
- デジタルアーカイブ
- 展示会での資料掲載など

…全部関係しています！

(後ほど説明します)

著作権をめぐる根強い誤解

「著作権？ああ、お金が動くときにしか関係ないよね」

「いいことやっているんだからさ。ボランティアだし」

…いやいや、そんなことはないんです。

著作権とは？

「著作物」を「利用」すれば、原則として働いてくる「権利」です。

＊原則として、営利・非営利は関係ありません。

「著作物」とは？

小説、論文、絵画、写真、映画、音楽、建物、図面、コンピュータプログラム、などなど…。

* 出来栄えは無関係。
(イメージいただけましたか？)

「利用」とは？

だいたい、お金儲けのタネになるようなことをすれば、それが「利用」です。

（例）コピーをする、録音する、録画する、人前で歌を歌う・演奏する・読み聞かせをする、本やレコードをお金をとって貸す、ネットにアップする…

正確には…（その1）

- 「著作権」は大きく「著作者人格権」と「著作権」に分かれる。
- 著作者人格権:一身専属（譲渡・相続の対象外）、ただし死後の人格的利益の保護（60条）。

権利の名称	根拠条文	内容
公表権	18条	公表するか否か、公表するタイミングを決定
氏名表示権	19条	名前を出すか、出すならどういう名前にするかを決定
同一性保持権	20条	題号や中身が無断で改変されない。 （やむを得ない場合は除く）

問 著作権者人格権は、一身専属の権利とされているにもかかわらず、著作者の死後にも考慮されることがあります。美術館や図書館は、著作権者の死後の人格権をどの程度考慮すべきなのか、そのさじ加減がわかりません。

答 著作権法第60条で、死後の人格的利益の保護が定められています。この保護は、事実上著作権の保護期間と同じ期間続くこととなっています（著作権法第116条）ので、それまではこの規定を考慮する必要があります。

正確には…（その2）

- 著作権

権利の名称	根拠条文	具体例
複製権	21条	コピー、デジタル化、録音録画など
上演・演奏権	22条	レコード再生など
上映権	22条の2	DVD・マイクロ資料の閲覧・上映など
公衆送信権	23条1項	メール配信、放送、アップロードなど
伝達権	23条2項	街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信
口述権	24条	朗読
展示権	25条	（美術・未公表写真の）展示
頒布権	26条	ビデオソフトの貸出、新品販売
譲渡権	26条の2	新品販売
貸与権	26条の3	資料の貸出し（ビデオソフトを除く）
翻訳・翻案権	27条	和訳、立体化、平面化、映画化など

だったら、どうしたら
いいの？



4つの方法があります。

1. 法律で「やっても良い」とされている方法に沿って使う。
2. 「パブリック・ドメイン」である著作物を使う。
3. 許諾を得て使う。
4. ライセンス表示がされているものを使う。

法律で「やっても良い」とされている方法（その1）

- 図書館で借りてきた本を、あとで見るためにコンビニでコピーします。
- 図書館で複写したコピーを自宅のスキャナーで電子化してパソコンに読み込みます。
- 館内で展示作品をデジカメで撮影します。

「私的使用のための複製」（30条1項）

法律で「やっても良い」とされている方法（その2）

- 図書館が、利用者さんが調べものや研究に使うために、本の一部をコピーして利用者さんにお渡しします。
- 図書館や美術館・博物館の所蔵資料等を保存のためにデジタル化します。

「図書館等による複製」（31条1項）

法律で「やっても良い」とされている方法（その3）

- レポートや論文を書くときに、自分の主張を裏付けるために、学者の見解を「引用」します。

「引用」（32条1項）

法律で「やっても良い」とされている方法（その4）

- 館内のAVブースでビデオや音楽CDを視聴してもらいます。
- BGMとして音楽CDを流します。

「営利を目的としない上演等」（38条1項）

法律で「やっても良い」とされている方法（その5）

- 図書館などで、本やレコードなどを利用者に無料で貸し出します。

「営利を目的としない貸与」（38条4項）

＊映画は対象外になっています。

∴高額の「権利処理済ビデオ」を購入して貸し出します）

法律で「やっても良い」とされている方法（その6）

- 所蔵していたり借り受けた美術作品を展示する。

「美術の著作物等の現作品の所有者による展示」（45条）

法律で「やっても良い」とされている方法（その7）

- 屋外の場所に恒常的に設置されている美術作品や建築の著作物を、絵葉書等で使う場合を除き、利用すること。

「公開の美術の著作物等の利用」（46条）

法律で「やっても良い」とされている方法（その8）

- 観覧者のための展示作品の解説や紹介を目的とする小冊子に掲載すること。

「美術の著作物等の展示に伴う複製」（47条）

法律で「やっても良い」とされている方法（その9）

- ネットオークションに出品した美術作品等の図版を掲載すること。

「美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等」（47条の2）

まとめますと…

名称	根拠条文	具体例
私的使用のための複製	30条1項	ビデオ録画、模写、コンビニコピーなど
図書館等における複製	31条1項	コピーサービス、保存のための複製など
引用	32条1項	批評や紹介のために文章や絵などを掲載
非営利・無料の上演等	38条1項	非営利・無料による演奏・口述・上映など
非営利・無料の貸与	38条4項	非営利・無料による貸出し
美術の著作物等の原作品の所有者による展示	45条	美術展で所蔵作品や借り受けた美術作品を展示する
公開の美術の著作物等の利用	46条	屋外などの場所に設置の美術作品等を原則として自由に利用できる
美術の著作物等の展示に伴う複製	47条	美術展で出品作品の図版を解説用の小冊子等に掲載する
美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等	47条の2	ネットオークションで美術作品等を出品する際に図版を掲載する

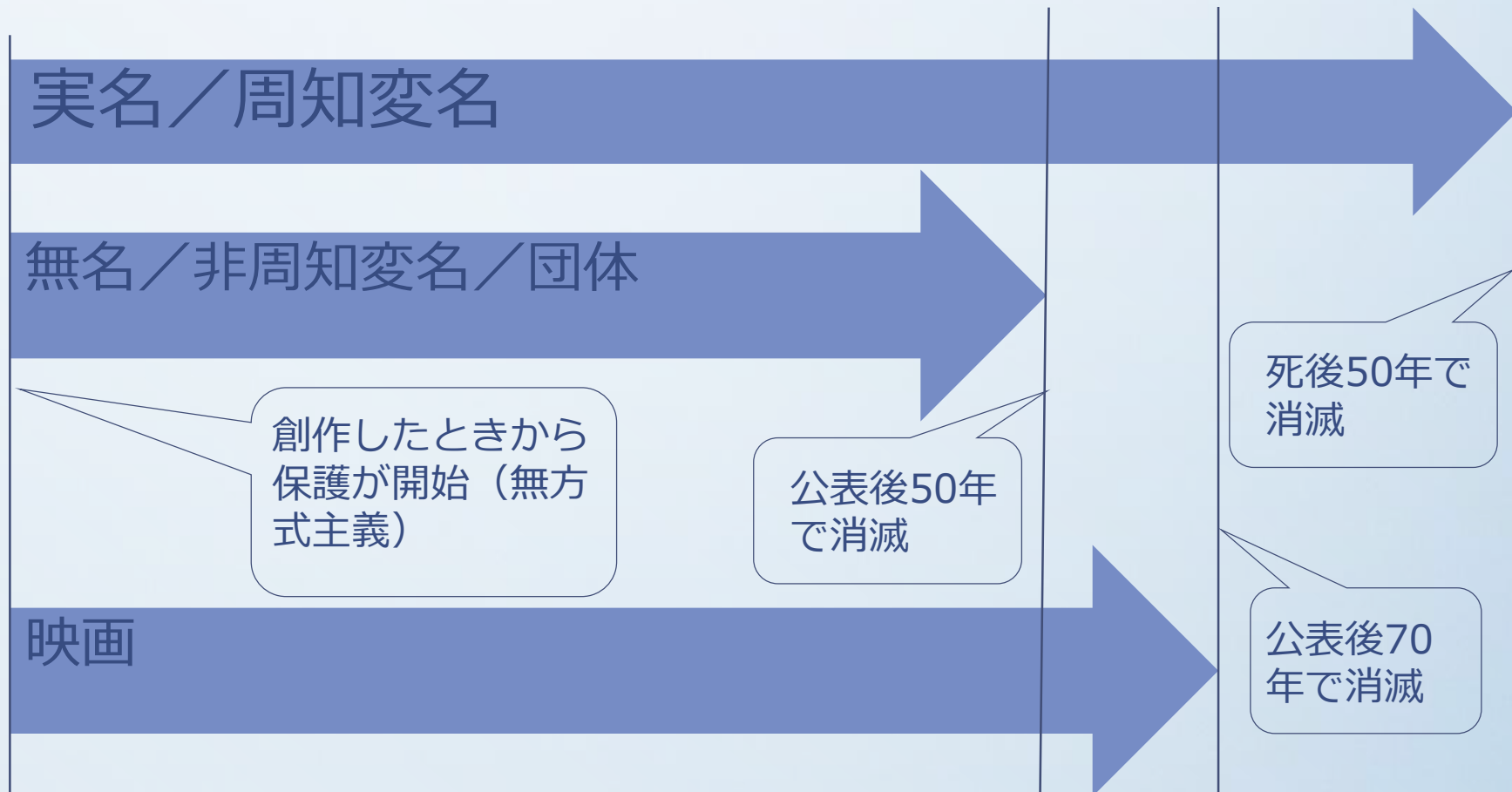
でも、当てはまんないんだよね…。



「パブリック・ドメイン」である著作物を使う。

- ある程度時間が経つと、「著作権」は消えてしまいます。このことを「パブリック・ドメインになる」といいます。

いつになったら「パブリック・ドメイン」に？



注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅。

活用例（その1）

青空文庫

<http://www.aozora.gr.jp/>

“青空文庫は、誰にでもアクセスできる自由な電子本を、図書館のようにインターネット上に集めようとする活動です。

著作権の消滅した作品と、「自由に読んでもらって構わない」とされたものを、テキストとXHTML（一部はHTML）形式に電子化した上で揃えています。”

活用例（その2）

国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/>

- 国立国会図書館の所蔵資料をデジタル化したものをご利用いただくためのデータベース
- 全体約260万点のうち、約50万点をインターネット公開。その一部分がパブリック・ドメインのもの。

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/index.html#situation>

問 掲載図書から、図版（著作権切れの絵画）をコピーして、館の講座や歴史見学会で配布したり、拡大して展示パネルにしたりする場合、資料の所有者の許諾が必要か。

答 図版の二次利用について、資料の所有者には権利が及びませんので、許諾は不要です。

錦絵の写真転載事件判決

(大阪地裁平成27年9月24日判決)

- 錦絵写真の無断複製が、「有体物である本件錦絵の排他的支配権能をおかすものではないことは明らかである」とした。
- 錦絵写真の利用につき、対価を支払っている者のうちには「本件錦絵の所有者である原告との紛争をあらかじめ回避して円滑に事業を遂行するため、原告の定める利用規定に従っている者もいるであろうことは容易に想像できるところであり、その点をおいたとして、その対価の支払根拠は、結局、原告との合意に基づくことになるから、原告主張に係る商慣習又は商慣習法の存在を認めることはできない」とした。
- そこから、「上記事実関係があるからといって、それが原告主張のような商慣習があると認めることさえ困難であるし、従って、さらにそれから進んで、それが法的確信によって支持され商慣習法にまで至っているものとは認めることはできない」とした。
- さらに、「原告が...主張する利益は、著作権法の保護しようとしているのと同じ利益であり、しかも著作権法が明確に保護範囲外としている利益を保護しようとする慣習は、著作権制度の趣旨、目的に明らかに反するものであって、それが存在するとしても、そこから進んで、これを法規範として是認し難いものである」とした。

脇坂 祐子. 知っておきたい最新著作権判決例(3)錦絵の写真転載事件：著作権の保護期間が満了した錦絵の写真を無断複製した行為につき、所有権侵害行為、又は商慣習もしくは商慣習法違反を理由とする不法行為の成否が争われた事例[大阪地裁平成27.9.24]. パテント / 広報センター会誌編集部 編.. 69(12)=810:2016.10. 25-32 ISSN 0287-4954

https://system.inaa.or.jp/patents_files_old/201610/inaapatent201610_025_022.pdf

問 自治体教育委員会発行の調査報告書に掲載されている写真を展示パネル・図録への利用する際の手続き（撮影者名の記載なし、調査担当者（複数名）の名前が奥付にあり、報告書は発行後50年を過ぎている、発行元の担当部署は組織改編で既になくなっている場合）

答 団体名義の著作物に該当する可能性があり、そうすると発行後50年が経過していますので、自由に使えるのではないかと思います。

でも、古いんだよね…



だったら！

残り2つの方法を使えば！

1. 許諾を取る
2. ライセンス表示がされているものを使う



許諾を取る

- 許諾をとってしまえば、その範囲内で自由に使うことができます。
- 「著作権管理事業者」といって、多くの著作権を管理して利用者からの許諾を一手に引き受ける団体があります。
- 音楽分野ではJASRAC（日本音楽著作権協会）があり、最大の著作権管理事業者。

問 館内個別鑑賞のみを前提としたDVDなどの映像資料の著作権の扱いについて、購入時の留意点を教えてください。

答 購入時に示される使用許諾条件を確認し、想定される利用形態が全て含まれていることを確認のうえ、購入されるのがよいのではと思います。

でも…

- 予算用意されていないしなあ。
- 使いたい作品に当てはまらないんだけど…。



そんな方は！

ライセンス表示
がされているもの
を使ってみて
はいかがでしょう
か！



ライセンス表示がされているものを使うには…

1. 著作権フリー素材を探して使う。
2. ライセンス表示があるかを探す。

著作権フリー素材

例) いらすとや

<http://www.irasutoya.com/>

→ イラストのフリー素材



著作権フリー素材

ご利用について＞いらすとや

<http://www.irasutoya.com/p/terms.html>

ご利用規定

当サイトで配布している素材は、個人、法人、商用、非商用問わず無料でご利用頂けます。クレジットの表記、メールでの連絡など必要ありません。

著作権

当サイトの素材は無料でお使い頂けますが、著作権は放棄しておりません。全ての素材の著作権は私みふねたかが所有します。

素材は規約の範囲内であれば自由に編集や加工をすることができます。ただし加工の有無、または加工の多少で著作権の譲渡や移動はありません。

問 インターネットで著作権フリー、パブリックドメインなどを館の事業に使用するときの、注意点を知りたい。

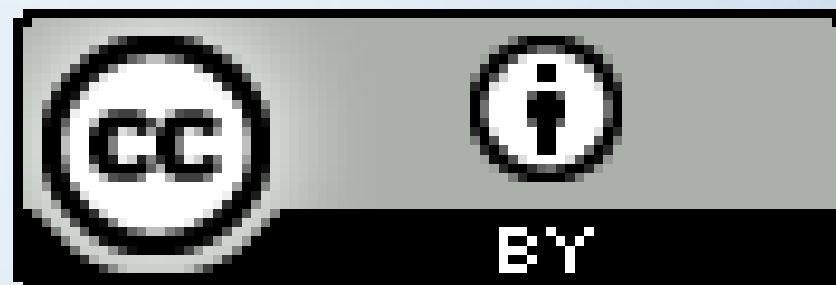
答 パブリックドメインの場合でも、契約によって利用条件が付けられている可能性がありますし、著作権フリーの場合も、全てフリーとは限らないこともありますので、やはり利用条件を確認のうえご利用になるのがよいかと思います。

ライセンス表示があるかを探す

いったいどんなものがあるの？



主なライセンス表示



クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一例
<https://creativecommons.jp/licenses/>



視覚障害その他の理由で活字のままでこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社までご連絡下さい。

クリエイティブ・コモンズ・ラ
イセンスが最も広く普及し、意
思表示システムの事実上の世界
標準に。

【典拠】

野村総合研究所「意思表示システムの在り方に関する調査研究 報告書」（平成23年度文化庁委託事業）H24.3, p.52.

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h24_network_hokoku_sho.pdf

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは？

CCライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールです。

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができます。

「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは？」

<https://creativecommons.jp/licenses/>

CCライセンスのライセンス条件

- 4 種類の条件が定められています。
- これらを組み合わせると、6 種類になります。
- このほか、「CC0」という、何の制約もないライセンス形態もあります。

CCライセンスの表示例

- 沢辺均「E1924-図書館のOPACなどで書影の利用が可能なopenBD」カレントアウェアネス-E、(327), 2017-06-21.
<http://current.ndl.go.jp/e1924>
- 福井健策「くまのプーさん：新たなる旅立ち」情報管理, 60(2), 2017.5, p.128-131.
https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/60/2/60_128/pdf

ライセンス表示があるかを探す

で、どうやって探すの？



CCライセンスの探し方

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン
のウェブサイトにある「作品検索」の
ページ

<http://search.creativecommons.org/>

【注意】 利用を制約する表示の扱い

「不許複製」

「このCDは図書館での貸出しはできません」

「私的複製の場合を除き、複製等は法律で禁止されています」

⇒これらの表示に従うことは義務付けられていません。

(cf. 著作権関係法令実務提要I,p.584、中山信弘.著作権法.第2版. p.327)

ミュージアムと著作権
美術館・博物館及び
図書館に関わる条項



図書館サービスには切っても切れないもの

- 閲覧／上映
- 貸出し
- コピーサービス（館内での撮影も）
- デジタルアーカイブ
- 図版の掲載

…全部関係しています！

4つの方法があります。【再掲】

1. 法律で「やっても良い」とされている方法に沿って使う。
2. 「パブリック・ドメイン」である著作物を使う。
3. 許諾を得て使う。
4. ライセンス表示がされているものを使う。

4つの方法があります。【再掲】

1. 法律で「やっても良い」とされている方法に沿って使う。
2. 「パブリック・ドメイン」である著作物を使う。
3. 許諾を得て使う。
4. ライセンス表示がされているものを使う。

4つの方法があります。【再掲】

1. 法律で「やっても良い」とされている方法に沿って使う。

- この方法が定められている規定を「権利制限規定」といいます。
- 図書館サービスは、ほぼこの権利制限規定の枠内で行われています。

注意していただきたいこと

- 基本的に権利制限規定の範囲内でサービスが組み立てられていますので、どこまでが含まれているかをきちんと把握する必要があります。
- パブリック・ドメインのものやライセンス表示がされているものなどは、「権利制限規定」が適用できなくとも利用できることがあります。

法律で「やっても良い」とされている方法（その4）【再掲】

- 館内のAVブースでビデオや音楽CDを視聴してもらいます。
- BGMとして音楽CDを流します。

「営利を目的としない上演等」（38条1項）

* 紙媒体の資料（書籍、雑誌、新聞など）
の閲覧提供は、権利が働きません。

行為と権利との関係

- ビデオ、DVD、マイクロフィルムの閲覧
⇒上映(法2条1項17号)⇒上映権 (法22条の2)

- 音楽CDを聴いてもらう
⇒演奏(法2条8項)⇒演奏権 (法22条)

⇒ 非営利・無料の上演等 (法38条1項)

営利を目的とせず、聴衆・観衆から料金を受けない場合は、上演・演奏・口述・上映ができる、という規定。

法38条1項（非営利・無料の上演等）

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

法律で「やっても良い」とされている方法（その5）【再掲】

- 図書館や公民館などで、本やレコードなどを利用者に無料で貸し出します。

「営利を目的としない貸与」（38条4項）

＊映画は対象外になっています。∴高額の「権利処理済ビデオ」を購入して貸し出します）

貸出し

- 法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物であつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

- 映画の著作物が徹底的に取り除かれている！
- 映画の著作物の複製物の非営利・無料の貸与の規定（法38条5項）はあるが、図書館の貸出については適用できる状況になっていない。

貸出し

- 書籍・雑誌の付録CD-ROMやDVDの貸出

中に「映画の著作物」があるかどうかで決定。

ある⇒原則として貸出できない。

ない⇒貸出可能

いちいち「映画の著作物」のありなしを確認！？

⇒JEPAの「図書館館外貸出可否識別マーク」

<http://www.jepa.or.jp/jmark/CDlogo.html>



【館外貸出可能】

※本書に付属のCD-ROMは、図書館およびそれに準ずる施設において、館外貸出しを行うことができます。



【館外貸出不可】

※本書に付属のCD-ROMは、図書館およびそれに準ずる施設において、館外貸し出すことはできません。

法律で「やっても良い」とされている方法（その2）【再掲】

- 図書館が、利用者さんが調べものや研究に使うために、本の一部をコピーして利用者さんにお渡しします。
- 図書館や美術館・博物館の所蔵資料等を保存のためにデジタル化します。

「図書館等による複製」（31条1項）

コピーサービス

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの (以下この項及び第三項において「図書館等」という。) においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料 (以下この条において「図書館資料」という。) を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分 (発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。) の複製物を一人につき一部提供する場合
(以下略)

コピーサービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては」（その1）

公立図書館、大学図書館、国公立大学校図書館、国公立美術館・博物館・文書館の図書室、地方議会図書館（一般公衆の利用を認める場合のみ）、国公立研究所図書室（一般公衆の利用を認める場合のみ）等

* 学校図書館、企業資料室等は含まれません。

コピーサービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては」（その1・続）

図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

ここに、国公立の美術館や博物館や文書館、そして、その図書室が入るものと考えられている。→私立については、文化庁長官の指定（施行令1条の3第6号）が必要に。

→そこで、平成27年6月22日付け告示で、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であつて、営利を目的としない法人により設置されたものを指定。

コピーサービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの…においては」 （その2）

図書館がコピーの主体であることを要求

→コイン式コピー機で利用者がコピーする場合、次の要件を満たす必要あり。（大学図書館は別）

- ①利用者は図書館に複写の申込みをすること、②図書館は申込みについて厳格な審査をすること、③複写後に申込み内容と合っているか厳格な審査をすること。

∴ 複写申込書を書いてもらう必要あり。

コピーサービス

- 「図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて」
 - 複製しようとする施設の蔵書や保管資料を意味する。
 - ∴ 他館借受資料やインターネットのHPは除外だが…
- 他館借受の「図書」については、①入手困難（物理的or予算的）、②蔵書構築方針から著しく例外のいずれかの場合は、例外的にOK。（「借受ガイドライン」）

問 自館資料ではないので、図書館における複写サービスとしてはできないと思いますが、自館のwebサイトのプリントアウトサービスは実施しています。問題があるでしょうか？

またインターネットで公開している資料の複写については、国会図書館に伺ったところグレーの解釈でしたが、やはり複写サービスとしてはできないと解釈されますか？

答 プリントアウトするデータが館内にあるものとみなせれば「図書館等の図書、記録その他の資料」の要件を満たすと思いますので、自館のWebサイトのデータはプリントアウトサービスの対象としても差し支えないと思います。インターネットで公開している資料は、この「図書館等の図書、記録その他の資料」の要件を満たしませんので、31条は適用できないものと考えます。

コピーサービス

- 「著作物を複製することができる」

31条で認められているのは「複製」だけ。

- 複製方法に制限なし。∴法的には、デジタルデータで渡すことも可能ですが…。（流出を危惧する出版団体からの反発が予想されるため、難しい？）
- メール送信やインターネット配信（＝公衆送信）はは

コピーサービス

- 「調査研究の用に供するため」
 - 1) 娯楽、出版、放映などを除外する。
 - 2) 「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究（得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など）も含まれる。
- ∴ 企業名を宛名とする領収書を発行しても構わない。

コピーサービス

- 「著作物の一部分」

- 「著作物の一部分」 (≠ 「資料の一部分」)

- ∴ 論文集・短編集⇒論文・短編の一部分
写真集・画集・書集⇒写真や絵画、書の一部
分

- 歌集・楽譜集・歌詞カード⇒1曲の半分

- CDやレコードのジャケット⇒その半分

- 一枚ものの地図⇒地図の半分（国土地理院の
地形図は全体OK）

- 住宅地図⇒見開きの半分（ゼンリン社の見解に基づ
く）

コピーサービス

- 「著作物の一部分」
 - 「著作物の一部分」（≠「資料の一部分」）

それでは、俳句や短歌、詩歌、辞典の1項目のような、1ページに満たないものは??

「写り込みガイドライン」により事実上その全部のコピーがOKとなっている。（楽譜、地図、写真集、画集、雑誌の最新号は除外）

コピーサービス

- 「著作物の一部分」
 - 「著作物の一部分」

「…一部分とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる」（「著作権審議会第四小委員会（複写・複製関係）報告書」1976.9）

問 多くの図書館が、著作権保護期間の資料の複写を1/2以下に設定していますが、この1/2以下という分量の根拠は、どの法律等に記載されているのでしょうか？（アメリカ在住の日本人研究者から聞かれたことがあります、調べましたがわかりませんでした）。

答 1976年9月に出された「著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書」に「「一部分」とは、少なくとも半分を超えないもの」という解釈が示されたことを元に、1993年に日本複写権センターが大学図書館の団体に示した「複写に関するガイドライン（案）」に、その旨提示されたことが根拠となっています。

問 例えば国立国会図書館では、図書を複写できる範囲として 写真は、「個々の写真の半分まで（1ページ以下の写真は複写不可）。ただし、その写真が昭和32年以前発行の場合には、全部複写可。」、絵画は、「個々の絵画の半分まで（1ページ以下の絵画は複写不可）。」というように厳密に決めておりますが、自館では、図書の一部あるいはカタログや図版集などの図版の場合、個々に半分までという規定を適用しておりません。これは適法ではないといえるのでしょうか？

また、展覧会カタログの記名解説などを個々の著作物とすると、解説の一部しか複写できないという解釈になりますが、それが正しいのでしょうか？

答 画集や写真集の場合、権利者の許諾がない限りは全くコピーを提供できないことになりますので、現実的ではないかもしれませんが、現在の法31条1項1号の「著作物の一部分」の解釈は、文化庁の見解（著作権審議会第四小委員会（複写複製関係）報告書）でも判例（多摩市立図書館複写拒否事件判決）でも、「資料全体」の半分ではなく、「個々の著作物」の半分とされていますので、適法と申すことはできません。ただ、記名解説については、1ページに満たないものの場合には「写り込みガイドライン」が適用できますので、複写提供できる余地があります。

コピーサービス

- 「（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部…）」
 - － 「発行後相当期間」 = 次号が出されるまで（発行後3カ月経過しても次号が発行されないものは3か月経過後）
 - * 大学図書館においては、各大学刊行の紀要の「発行後相当期間」の経過日を、各大学図書館で受け入れた日としている。
 - － 「発行後相当期間」を経過しない（= 最新号の）定期刊行物でも、半分まではコピーできるので、ご注意ください！

問 当方は、老若男女に公開されているので、著作権に一定の理解ある美術史研究者ばかりではありません。31条の抜粋を掲示してはありますが、図書室における複写許可範囲を利用者に素早く的確に理解してもらい、浸透させるために有効な手段（例えば、必ずチェックすれば良いURLや無料ガイドなど）があれば教えていただけますでしょうか。

答 例えば、著作権情報センターが発行しているパンフレット類（「ケーススタディ著作権 第3集 図書館と著作権」など）はいかがでしょうか？送料のみ負担で送っていただけます。

法律で「やっても良い」とされている方法（追加）
（デジタルアーカイブ）

- 保存目的で図書館等が入手困難な本をデジタル化を行い、原本は保存。

「保存のための複製」（31条1項2号）

＊ そのデジタルデータを送信するところまではカバーしていません。

問 再生手段が無くなった資料（例：ビデオテープ）を保存のために他の媒体に変換したが、これを利用に供するのはどうなのか。事例や動向を知りたい。

問 所蔵している古い雑誌について、オリジナル保存のためのデータ化

答 平成29年4月公表の著作権分科会報告書において、再生手段の入手が困難な媒体を変換して利用に供することに著作権法31条1項2号を適用できるとの見解が示されました。このため、権利制限規定が適用できる範囲で、変換後の媒体を利用することができるようになります。

こういう場合は？

- 携帯電話等での資料の撮影

- 法30条1項（私的使用のための複製）の規定が適用され、著作権者からの許諾なしに行えるとする見解が一般的です。（なので「著作権の関係でダメです」とは言えないことに…）
- ただ、権利者への配慮や利用者のプライバシー保護、静かな利用環境の保持などの理由から、制限していることが一般的。

鍵水三千男「図書館はデジタルカメラによる複写希望に
どう対応すべきか」カレントアウェアネス, 312,
2012-06-20.

問 観覧者による展示物の撮影OK、という動きがあるが、著作権保護期間内の資料を展示する際の注意点があればご教示ください。

答 著作権法の観点からは、30条1項の規定が適用されるだけですので、特段の注意点はありません。

＊資料保存上の観点からは沢山あると思いますが…。

問1 館内での撮影とSNSについて。
コレクション展示など、私的目的のための複製の範囲で撮影許可をしている館はあるが、その場合、どの範囲までSNS含む公衆送信については是認されるのか。（見て見ぬふりをされていて良いのか）

問2 問1に関連して、適切な館内掲示や周知について。

答 個人で楽しむような場合は著作権法30条1項の規定が適用されますので、著作権法の観点からは特に問題はありませんが、撮影したものをSNSにアップするなど、権利制限規定が適用されない形態での利用をする場合には、著作権者からの許諾が必要になります。ミュージアム側がアップを積極的に働きかけない場合にはミュージアム側に責任が生じることもないと思いますので、せいぜい二次利用に関する注意喚起をするぐらいをしておけばよいのではないかと思います。

こういう場合は？

• 表紙の利用

- ①現物から書影を撮影、②貸出対象資料を撮影、③大きさ（50cm²）または画質（DRMなし：32,400dpi、DRMあり：9万dpi）の制限の範囲内
- ①児童書または絵本、②ブックリスト、図書館便り等を紙媒体で発行する場合
- 出版社に問い合わせて許諾をもらう。
- 書影表示の仕組みを利用する。

（参考）佐賀県立図書館「児童書の表紙画像の利用」
<http://www.tosyo-saga.jp/kentosyo/jidouhyoushi/>

著作権法第47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置）を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」とは？

著作権法施行令7条の2

第七条の二 法第四十七条の二…の政令で定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

一 法第四十七条の二…に規定する複製 当該複製により作成される複製物に係る著作物の表示の大きさ又は精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

二 法第四十七条の二…に規定する公衆送信 次のいずれかの措置

イ 当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定める基準に適合するものとなるようにすること。

ロ 当該公衆送信を受信して行う著作物の複製（法第四十七条の八の規定により行うことができるものを除く。）を電磁的方法（法第二条第一項第二十号に規定する電磁的方法をいう。）により防止する手段であつて、著作物の複製に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物とともに送信する方式によるものを用い、かつ、当該公衆送信を受信して行われる著作物の表示の精度が文部科学省令で定めるイに規定する基準より緩やかな基準に適合するものとなるようにすること

「著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置」とは？

著作権法施行規則4条の2（著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準）

1. 紙媒体への複製：大きさ50cm²以下（1項1号）
2. デジタル媒体への複製：画素数32,400ピクセル以下（1項2号）
3. 公衆送信(DRMなし)：画素数32,400ピクセル以下（2項1号）
4. 公衆送信(DRMあり)：画素数90,000ピクセル以下（3項1号）

➤取引の態様その他の事情に照らして必要な最小限度かつ公正な慣行に合致するものであれば、その他の大きさや精度でも可。

児童書四者懇談会「読み聞かせ団体による著作物の利用について」（2006年5月）

<http://www.jbpa.or.jp/guideline/readto.html>

「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で利用できる。ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名（作・文・絵・写真など）・出版社名を必ず一体表記すべき」

書影表示の仕組みを利用する（１）

1. OpenBD

<https://openbd.jp/>

カーリルと版元ドットコムが共同で運営する、書誌情報と書影を自由に使える仕組み（APIで取り込む）。

書誌情報 970,623タイトル、掲載出版社29,547社、書影 500,634タイトルなど。

活用事例：野田市立図書館（試行） <https://www.library-noda.jp/opac/>

・沢辺均「図書館のOPACなどで書影も利用が可能なopenBD」カレントアウェアネス-E, 327, 2017-06-22.

<http://current.ndl.go.jp/e1924>

書影表示の仕組みを利用する（２）

2. Google Books Embedded Viewer API

https://developers.google.com/books/docs/viewer/developers_guide（英）

Googleブック스에登録されているデータを、API経由で取得できるサービス。

活用事例：野田市立図書館（試行） <https://www.library-noda.jp/opac/>

（参考）

Google Books APIからJSONデータを取得してjQueryで処理する

<https://qiita.com/TakeshiNickOsanai/items/2d9c30cedcba21f36669>

問 紀要等への雑誌紙面の写真掲載の
許容について

答 引用の要件に該当する場合を除き
、原則として著作権者からの許諾を得
る必要があります。

問 書影（書籍等の表紙画像）について
、利用する際の注意点

例）館内配布用印刷物、webページ、
メールマガジン、販売用刊行物、展示パ
ネルetc

また、その書影の情報源が自館収蔵のオ
リジナル資料から作成したものではない
場合は？（amazon等web掲載のもの、
書籍、図録等に掲載されているものetc）

答 表紙を当該書籍の貸出しの周知の目的で掲載する場合には、著作権法47条の2を適用することができます（大きさ制限、実物を撮影した書影を掲載する必要あり）。この要件を満たさない場合は、著作権者からの許諾を得て使う必要があります。

問 書籍、雑誌の内部紙面の複写物を
展示することは可能か？（保存上、
該当ページを開いて展示するのが憚れ
る場合など）

答 原則として著作権者からの許諾を
得る必要があります。

問 館内で開催される講座（有料／無料）でのプレゼン、配布資料に、書籍等からの引用として掲載利用できる範囲（文章、画像、地図ほか）

答 著作権法32条1項（引用）の規定を適用するためには、①主従関係、②明瞭区分性、③出所明示の3要件を満たす必要があります。これらを満たす場合には、必要と認められる範囲で掲載することができます（有料・無料は無関係）。

ミュージアムと著作権
ミュージアムと図書館
に関する法改正
の動向など



文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会

- 審議事項：

「著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関すること」

- 「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を小委員会に設置。

それぞれの審議の分担

- 法制・基本問題小委：
 - 教育の情報化の推進等
 - 障害者の情報アクセス機会の充実
 - 著作物等のアーカイブの利活用促進
- ニーズ対応WT：
 - 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等

「報告書」による法改正の提言内容

- 教育の情報化の推進等
 - 異時公衆送信（単一指定団体への補償金支払）、デジタル教科書
- 障害者の情報アクセス機会の充実
 - 受益者・行為・複製等の主体の拡大
- 著作物等のアーカイブの利活用促進
 - 図書館送信の送信先に海外施設を追加、電子版展覧会パンフへの絵画画像データの掲載、裁定補償金の事後支払
- 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等
 - システムのバックエンドでの複製全般、所在検索・情報分析サービス、リバースエンジニアリング、CPS関係サービス

「報告書」による法改正の提言内容

- 教育の情報化の推進等
 - 異時公衆送信（単一指定団体への補償金支払）、デジタル教科書
- 障害者の情報アクセス機会の充実
 - 受益者・行為・複製等の主体の拡大
- 著作物等のアーカイブの利活用促進
 - 図書館送信の送信先に海外施設を追加、電子版展覧会パンフへの絵画画像データの掲載、裁定補償金の事後支払
- 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等
 - システムのバックエンドでの複製全般、所在検索・情報分析サービス、リバースエンジニアリング、CPS関係サービス

著作物等のアーカイブの利活用促進

- 著作物等の保存に係る著作権制度上の課題
 - アーカイブ機関における所蔵資料の保存のための複製
 - 保存のための複製が認められる主体の範囲
- 著作物等の活用に係る著作権制度上の課題
 - 国立国会図書館による資料送信サービスの拡充
 - 展示作品に係る情報の観覧者への提供のための著作物の利用
 - 展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用
 - 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直し

著作物等の保存に係る著作権制度上の課題 (1)

- アーカイブ機関における所蔵資料の保存のための複製
 - 美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料について、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することは、法第31条第2号により認められると解することが相当。
 - 記録技術・媒体の旧式化により作品の閲覧が事実上不可能となる場合に、新しい媒体への移替えのために複製を行うことも可能。

著作物等の保存に係る著作権制度上の課題(2)

- 保存のための複製が認められる主体の範囲
 - 令1条の3第1項第4号に定める「法令の規定によって設置された美術館や博物館等」だけが含まれていた。
- 
- 登録博物館（博物館法2条1項）と、博物館相当施設（同法29条）であって、営利を目的としない法人により設置されたもの、が新たに対象に。
- ※平成27年6月22日付けで指定（7月1日付文化庁告示30号による）。

著作物等の活用に係る著作権制度上の課題(1)

- 国立国会図書館（NDL）による資料送信サービスの拡充について
 - NDL以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を、NDLの図書館サービスにより他の図書館等に送信する仕組みは、権利制限規定の適用対象であることを確認。
 - 送信先に、「図書館等」に類する外国の施設を追加する法改正が求められる。ただし、適切な環境において行われ、受信した資料がいたずらに利用されないような措置が、送信先施設において講じられることが確認できる施設に限定することが適切。

著作物等の活用に係る著作権制度上の課題(2)

- 展示作品に係る情報を観覧者に提供するための著作物の利用

- 現在は、展示作品の解説又は紹介を目的として小冊子に掲載することのみが認められている（法47条）。



- 小冊子への掲載だけでなく、当該目的のために、必要と認められる限度において、当該著作物を複製し、上映し、又は自動公衆送信を行うことを可能とする（利用態様に照らし著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない）内容に。

著作物等の活用に係る著作権制度上の課題(3)

- 展示作品に係る情報をインターネット上で提供するための著作物の利用

- 現在は、展示作品の解説又は紹介を目的として小冊子に掲載することのみが認められている（法47条）。



- 小冊子への掲載だけでなく、作品に関する情報提供を目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物を複製し、又は公衆送信を行うことを可能とする（利用態様に照らし著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない）内容に。

問 最近の動向について、海外の現状と照らしてお聞きできればと思います。

答 EUや米国においても、デジタルアーカイブ構築のための権利制限規定の拡大の方向で検討されていたり、実際に改正がされています。我が国においても同様の方向で、保存のためのデジタル化をできる主体の範囲に博物館や美術館が追加されたり、著作権者不明の場合の著作物等の利用の裁定の手続が緩和されたりといった動きがあります。

ミュージアムと著作権
参考となる情報源
など



参考となる情報源など

- 福井健策 特集：18歳からの著作権入門
 - 若い人向けに分かりやすく著作権について説明しています。

https://japan.cnet.com/sp/copyright_study/
- 著作権なるほど質問箱
 - 文化庁著作権課が作成したQ&Aサイト。分かりやすく説明されています。

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/naruhodo/>

参考となる情報源など

- 大学図書館における著作権問題Q&A（第9版）

<https://julib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/07/copyrightQA.pdf>

- 大学図書館関係者向けに作成されたQ&A集で、具体的な事例に即した質問124問と解答が記載。付録として年表や関係ガイドライン・文書類を収録。
- 専門図書館と著作権Q&A 2012
 - 専門図書館や企業資料室向けに作成されたQ&A集。

参考となる情報源など

- 南亮一「インフォプロのための著作権入門」『情報の科学と技術』2016年1-12月号（J-Stageでフリーアクセス）

<https://www.jstage.jst.go.jp/result/-char/ja/?cdjournal=jkg&item1=2&word1=%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%97%E3%83%AD%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%85%A5%E9%96%80&cond1=2&item2=8&word2=%E5%8D%97%E4%BA%AE%E4%B8%80&cond2=2&translate=0&searchlocale=ja&fromid=AF14S010>

情報源

- 加戸守行 著. 著作権法逐条講義. 6訂新版. 著作権情報センター, 2013.8. 1070p ; ISBN 978-4-88526-073-5 :
- 小倉秀夫, 金井重彦 編著. 著作権法コンメンタール. レクスネクシス・ジャパン, 2013.5. 1777p ; ISBN 978-4-902625-69-1 :
- 半田正夫, 松田政行 編. 著作権法コンメンタール. 第2版. 勁草書房, 2015.12. 〔3分冊〕
- 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会 編. 著作権関係法令実務提要. 第一法規出版, 1980.8- 冊 (加除式) ;

質疑応答

ご清聴ありがとうございました！